

農地賃借料の基準になる情報提供について

平成二十一年十二月の農地法の一部改正に伴い、標準小作料制度が廃止となりました。それに代わり、前年（一月より十二月まで）の農地賃借料の情報提供を実施することとなりました。

※農地の賃借料は貸主と借主との間で決めていただくのが原則ですが、地域の圃場条件を考慮し、賃借料の目安としてご利用ください。

令和3年の状況

締結された地域名		平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	集計筆数	備考
沖縄市内	北部土地改良地域	30,900	45,400	29,700	11	農用地
	北部地域	12,850	15,400	10,300	2	農用地
	東部地域(古謝)	11,600	11,600	11,600	1	農用地
	南部地域(与儀)	15,000	15,000	15,000	1	農用地

10アール（1,000㎡）当たりの年間賃借料となっています。

100円未満は四捨五入しています。

資料：農地法第3条による賃貸借権の設定

農業経営基盤強化法に基づく賃貸借権の設定